

云ヘル點ハ現在ノ諸國ニ適用スヘカラサルモノナリ何トナレハ既ニ實驗中ナル國ハ反テ今尙斯ル母艦ヲ有セス而カモ實驗ノ結果ヲ利用シ得ル國ニ比シテ不當ニ不利益トナレハナリ、故ニ米國代表ハ諸國現在ノ航空母艦ヲ實驗的ノモノトナシスル見地ヨリ其代換ヲナスノ自由ヲ有スヘキ提案ヲ爲スヘシト聲明シ且航空母艦ニ就テハ現在其代換問題以外必要ナルモノナシト思考スル旨ヲ附加ス

尙議長ハ現在ノ航空母艦ヲ實驗的ノ性質ヲ有スト見做ス提案及航空母艦代換ノ規則ヲ決定スルニ付各國カ前述ノ最大限ノ範圍内ニ於テノミ其航空母艦ヲ建造スルコトヲ得シムル原則ヲ採ルニ同意スルヤ否ヤヲ諮ル

九、「リー」卿 (Lord Lee) ハ代換ノ原則ニハ其希望トシテ指示セルコトヲ包含スルヤ否ヤヲ質ス

十、議長ハ勿論然リト答ヘ右議長ノ提議ハ滿場一致可決

十一、議長ハ更ニ代換廢棄其他ノ規則、制限等ニ關スル米國ノ提案ハ専門家ニ審議セシメタル後其草案ヲ委員會ニ回附スヘシト述ヘ散會

註、尙航空母艦ニ關シテ三萬三千噸級二隻ノ除外例アリ此等ノ點ニ關シテハ第七章第二節條約各條ノ起草經過ヲ述ヘタル中第九條ノ項ヲ參照スヘシ

第四章 補助艦

第一節 潛水艦

潛水艦米國提案

第一款 米ノ提案

一千九百二十一年十一月十二日華府會議開會ノ日ニ米國ハ海軍軍備制限ニ關スル一般提案ヲナセルカ其ノ中潛水艦ニ關スルモノハ次ノ如シ

潛水艦

二十、各國ニ許容スヘキ潛水艦ノ總噸數ヲ左記ノ如ク提議ス

合衆國 九萬噸

英國 九萬噸

日本 五萬四千噸

但シ本協定加入國ニシテ一九二一年十一月十一日現有潛水艦總噸數カ右規定噸數ヲ超過スル場合ニ於テモ補充ヲ開始スル迄超過噸數ヲ廢棄スルヲ要セス而シテ補充開始ノ時期ニ於テ各國ノ有スル潛水艦總噸數ヲ爰ニ規定スル許容噸數ニ縮減スヘキモノトス

第一款 潛水艦廢止問題

第一項 第五回軍備制限總委員會ニ至ル迄ノ經過大要

一、海軍軍備制限問題ハ始メ日英米三國間ニテ主力艦ニ付テ協議ヲ爲シ暫定的協定ニ達シタル後佛伊兩國ヲ加ヘ審議スル

潛水艦廢止問題

コトトナリ十五人委員會 (Sub-Committee of Fifteen on Naval Limitation) ニ於テ佛國及伊太利ノ海軍軍備制限問題審議セラレタル處伊太利側全權ハ佛國ト同等ナルヘシトノ條件ノ下ニ提案ヲ受諾スヘキ旨述ヘタルカ佛國ハ主力艦ニ於テモ補助艦潛水艦等ニ於テモ容易ニ提案ヲ受諾セス種々議論アリタル後、漸ク主力艦ニ就テハ大體ニ於テ提案ヲ受諾スルコトトナリタルモ尙佛國側代表者ハ主力艦ニ關スル受諾ハ補助艦潛水艦等ニ於テ満足スルニ足ル協定ノ成立スルヲ條件トスルモノナリト論シ會議容易ニ進捗セス爰ニ於テ十五人委員會ヲ打切り第四回以降ノ軍備制限總委員會ニテ審議スルコトトナレリ第四回總委員會ニ於テ議長「ヒューズ」(Hughes) ハ從來ノ經過ヲ述ヘタル後此際佛國側ヨリ其ノ希望スル補助艦並潛水艦ノ噸數ヲ申出ツルコト極メテ有用ナリトテ其ノ申出ヲ求メタルモ「ドゥボン」中將 (De Bon) ハ補助艦及潛水艦ニ關シ要求スヘキ噸數ハ目下政府ニ照會中ニシテ未タ申出ノ時期ニ達セスト答ヘ英國全權ヨリ潛水艦ヲ全廢スヘシトノ提案アリシカ本問題ノ決定如何ニ依リ、他ノ審議ハ或ハ無效トナリ、或ハ困難トナルコトアルヘキヲ以テ先ツ本問題ヨリ審議ヲ始ムヘキコトヲ求メタリ(第二章第二節佛伊ノ主力艦參照)

第二項 第五回軍備制限委員會

第五回軍
備制限委
員會

(イ) 米國ノ潛水艦ニ關スル提議ハ縮少案ニアラスシテ寧ロ擴張案ナリ即チ次ノ表ノ如シ

米 國	英 國	日 本
現在噸數	八三、五〇〇	八〇、五〇〇
米國案噸數	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
新ニ建造ヲ許サル噸數	六、五〇〇	五四、〇〇〇
	二一、八〇〇	

佛
國

二八、三六〇

未定

未定

伊
太
利

一八二五〇

未定

未定

潛水艦ノ如キ最モ非人道的ナル武器ニ關シテ斯ノ如キ案ヲ見ルハ怪訝ニ堪ヘス英國ハ縮少ヨリモ寧ロ全廢ヲ主張ス

(ロ) 潛水艦ハ沿岸線ト航路トノ保護ニ有效ナル武器ナリト論スルモノアルモ決シテ然ラス海岸ノ防禦ハ敵ノ砲撃ト軍隊上陸トヲ阻止スルモノナラサルヘカラス然ルニ近年ノ戦争ニ於テハ潛水艦ニ對スル防備充分ニシテ有力ナル武裝ヲ有シ且ツ快速力ヲ有スル艦船アリテ砲撃及軍隊輸送船保護ノ任ニ當ルヲ以テ潛水艦ハ之ニ對シテ何等措置ヲ執ルヲ得ス殊ニ近來潛水艦ヲ發見シ之ヲ破壞スル手段ハ潛水艦ノ攻撃力以上ニ進歩セルヲ以テ潛水艦ノ威力ハ愈減退セリ大戰中百五十萬人以上ノ英國軍隊ハ英吉利海峡ヲ二百萬人以上ノ米國軍隊ハ大西洋ヲ渡リタルカ獨逸ハ多數ノ潛水艦ヲ有シナカラ之ヲ阻止スルヲ得サリキ

若シ海岸ト航路トノ保護ニ潛水艦力有用ナラハ潛水艦ヲ最モ多ク要スルモノハ英國ナリ

(ハ) 潛水艦ハ商船ヲ破壞スルニ對シテノミ有效ナリ大戰中一千二百萬噸以上ノ商船ヲ擊沈シ二萬人以上ノ非交戰者ナル老幼男女ヲ溺死セシメタリ斯クノ如キ行動ハ神ト人トノ法ニ悖ル

(ニ)「ヴェルサイユ」條約ハ獨逸ニ潛水艦ノ建造ヲ嚴禁セルカ他國ト雖モ戰爭ノ緊張セル氣分ノ際ニハ獨逸ノ例ニ倣フ虞アリ法ヲ二ニスル理由ナシ

(ホ) 潛水艦ノ制限アルモ潛水艦建造工業ノ維持セラルル限り潛水艦ハ戰闘ニ容易ニ擴張シ得ルモノナレハ全廢セサルヘカラス乗組員ノ如キモ中心トナルヘキ少數ノ訓練アル軍人アラハ他ハ何人ニテモ可ナルモノナレハ擴張シタル際之ヲ得ルニ困難ヲ感セス

(一) 英國ハ海外ヨリ食料原料品ヲ仰クモノナレハ潛水艦ノ脅威ヲ受クルコト極メテ大ニシテ潛水艦ノ全廢ヲ欲スルモノナルモ假令潛水艦ニ脅カサルモ之ヲ爲ニ倒サルモノニアラス英國海軍ハ世界ニ最モ優越セルモノニシテ之ニ應

スル適當ノ策ヲ執ルヲ得佛國、白耳義ノ如キハ英國海軍アリテ始メテ全キヲ得タルナリ英國ノ潛水艦全廢ヲ主張スルハ決シテ利己的動機ニ基クニアラス

(ト) 總會議ニ列席スルモノ五國ニ過キササルヲ以テ本會議ニテ決議ヲナスモ他國ヲ強制スルニ由ナク單ニ五國ヲ不安ノ地位ニ置クニ過キストナスモノアルモ他國カ五大國ノ決議ニ背戾シテ人道ニ違反スル行動ヲ採ルヘシトハ信セラレス若シ斯クノ如キ論ヲ以テスレハ他ノ諸種艦船ニ付テモ同様ナリト云ハサルヘカラス

(チ) 潛水艦ハ廉價ナル武器ナレハ廢止シ難シトナスモノアルモ廉價ナリトノ理由ヲ以テ潛水艦ノ保持ヲ認ムヘカラス戰爭ノ費用少カリシ時戰爭ハ絶エス行ハレタリ尙潛水艦ニシテ廉價ナリトスルモ之ヲ防禦スル爲ニ多大ノ費用ヲ要スルコトヲ忘ルヘカラス

(リ) 航空機ハ平和的ノ交通運輸ニモ使用セラルルモノナレハ之ヲ全ク禁止スルコト能ハス毒瓦斯ハ平和的工業ノ副産物トシテ生産セラルルモノナレハ其ノ製造ヲ禁壓スルコト能ハス然ルニ潛水艦ハ戰爭ノ目的ニノミ使用セラルルモノニシテ平和的ノ事業ト何等關係ナシ故ニ之ヲ禁セムト欲スレハ爲シ能ハサルニアラス航空機、毒瓦斯ニテ云ハルル禁壓困難ヲ理由トシテノ禁止反對論ハ之ト事情ヲ異ニスル潛水艦ニハ適用スルヲ得ス

(ヌ) 英國ハ潛水艦ノ全廢ヲ欲スルモノナルモ關係國ニシテ其廢止ニ同意セサル場合潛水艦噸數減少等ニ對スル提案アラハ英國ハ欣ンテ之ヲ傾聽スルニ吝ナラス

右「リー」卿 (Lord Lee) 陳述ニ對シ

「ロー」二、議長「ヒーズ」(Hughes) ハ氏ノ舉ゲシ潛水艦噸數ト米國専門家ノ供給ニナル數字トニ相違アリ米國側ノ數字ニ依レハ米國ハ現在九萬五千噸ノ潛水艦ヲ有シ之ヲ九萬噸ニ減少セムト欲スルモノナリテ擴張ハ勿論其ノ意志ニアラサルヲ述フ

「サロー」三、「サロー」(Sarrault) ハ佛國ノ潛水艦ニ對シテ有スル意見ハ既ニ「ヴェルサイユ」條約豫備會議ニ於テモ國際聯盟ニ於テ

モ陳述シタルコトアリ兩同共佛國ノ意見ハ殆ント全員ノ採用シタル處ナリト前提シテ潛水艦保有論ヲ爲シタルカ其ノ要旨次ノ如シ

(イ) 主力艦ヲ充分ニ有セサル國家ハ他ノ手段ニ依リテ國家ノ安全ヲ維持セサルヘカラス而シテ之カ爲メ唯一ノ手段ハ潛水艦ナリ故ニ之ヲ禁止スヘカラス之ヲ禁止スルハ該國家ヲシテ防禦ノ手段ヲ失ハシムルモノナリ

(ロ) 潛水艦ニ依リテ國際法違反ノ行ハルルコトアルヲ非難スル者アルモ國際法違反ハ潛水艦ニ依リテノミ行ハルルニアラス他ノ武器ニ依リテモ同様ニ行ハレ得ルモノナリ

(ハ) 潛水艦ハ合法ニ戰爭ノ目的ニ使用シ得ルモノナリ

(ニ) 佛國ハ長キ海岸線ト多數ノ殖民地トヲ有ス之ヲ保護スル必要アリ之カ爲ニ有力ナル潛水艦隊ヲ要ス

(ホ) 潛水艦ハ戰時ニ於テ實驗就役セシメ得ルモノハ其ノ保有スルモノノ一小部分ニ過キサルカ故ニ多數ヲ有スルニアラサレハ其ノ效ナシ故ニ潛水艦全廢ニ反對スルハ勿論制限ニモ反對ナリ

四、「シャント」(Schauzer) 氏

「潛水艦ノ防禦ニ有效ナルヤ否ヤヲ決スルハ專門の問題ナリ伊太利ノ専門家ハ潛水艦ハ防禦ニ有效ナリトノ意志ヲ有ス而シテ伊太利ハ重要ナル都市鐵道等ノアル海岸ヲ有スルモノナルカ故ニ之ヲ保護スル爲潛水艦ヲ必要トス」ト述フ

五、埴原全權

(イ) 「潛水艦ノ合法的武器ナルコト驅逐艦ト相違スルコトナシ、潛水艦カ海岸防禦ノ手段トシテ用ヒラルル時ハ動キ得ル機雷 (Movable mines) ノ如キモノニシテ有效ナル防禦武器ナリ」

(ロ) 「如何ナル武器ニモ不法ナル使用アリ潛水艦カ不法ニ使用セラルルコトアルヲ理由トシテ之ヲ廢止スルハ不可ナリ」ト論ス

六、「ヒューズ」(Hughes) ハ更ニ論シテ

(イ) 主力艦ハ五國ノミカ建造スル實力ヲ有スルモノナレハ五國間ニ協定成立スレハ充分ナリ、潛水艦ハ廉價ニシテ他ノ弱小國ト雖モ之ヲ取得スルニ難カラス故ニ立場ヲ異ニス五國ニテ全廢ヲ協定スルモ他國ノ從ハサル處アリ、故ニ本會議ニ於テ潛水艦全廢ハ決定スルヲ得ス

(ロ) 防禦的武器トシテノ效力ニ付テハ各國ハ各々其専門家ノ意見ニ從ハサルヘカラス米國ニテ本問題ヲ研究スル爲諸問委員會 (The Advisory Committee) ヲ組織シタルカ其ノ見解次ノ如シ

潛水艦ハ左ノ四種ノ目的ニ使用セラル

(一) 敵國及中立國ノ武裝セサル商船ニ對スル無制限ナル使用

(二) 敵國軍艦ニ對スル使用

(三) 水雷敷設船トシテノ使用

(四) 偵察船トシテノ使用

(一)ノ如キ不法ナル使用ノ許スヘカラサルハ勿論ニシテ之ヲ禁遏スル爲ニ嚴重ナル國際法ヲ制定スルヲ要ス然レトモ斯ノ如キ不法ナル使用ヲ生スル處アリトノ理由ヲ以テ潛水艦ヲ廢止スヘカラス武器ノ不法ナル使用ハ他ノ武器ニモアルコトナリ

(二)(三)(四)ノ使用ハ合法ニシテ殊ニ(四)ノ領域ニ於テハ潛水艦ハ其潛水能力ヲ利用シテ他ノ艦船ノ到底企テ及ハサル活動ヲ爲スヲ得ルモノナリ

米國ハ太平洋及大西洋ニ面シテ長キ海岸ヲ有スルノミナラス海外ノ遠隔ナル地ニ殖民地ヲ有ス之等ヲ保護スルニ海上軍艦ノミヲ以テスルハ極メテ困難ナレハ防禦武器トシテ潛水艦ヲ使用スルヲ可トス

「ヒューズ」ハ右諮問委員會ノ報告ヲ紹介シタル後更ニ語ヲ續ケテ米國全權ハ「リー」卿 (Lord Lee) ノ陳述ヲ謹聽シタルカ更ニ慎重ナル考慮ヲ爲サムカ爲ニ米國専門家ト合議セムト欲スルモノナリト述フ

七、「サロー」(Sarrault) ハ「リー」卿 (Lord Lee) ノ陳述ニ對シテ詳細ノ回答ヲナスヲ以テ禮ナリト思考スルヲ以テ研究ノ

時日ヲ與ヘラレムコトヲ希望スト述ヘ次同ハ金曜日午後ニ開クコトニ決シ散會ス

第三項 第六回軍備制限總委員會

第六回總
委員會
「ドウボ
ン」ノ反
對論

一、十二月二十三日(金曜日)午後三時ヨリ第六回軍備制限總委員會開催セラレタル處「ドウボン」中將 (le Bon) 先ツ立ツテ潛水艦ハ有用ナル武器ナリトテ全廢論ニ反對シタルカ其ノ要旨次ノ如シ

(イ) 潛水艦ハ敵國軍艦ニ對シ有效ナル武器ナリ、佛國ハ大戰中三戰艦五巡洋艦ヲ擊沈セラレ其ノ噸數十三萬噸ニ達セリ之ヲ以テ見ルモ有效ナル武器ナルコト明瞭ナリ

(ロ) 潛水艦ノ攻撃ノ爲メ敵國軍艦ハ種々ノ防禦設備ヲ要シ其ノ結果ハ他ノ方面ニ於テ海軍勢力ヲ減スルニ至ル

(ハ) 潛水艦ハ防禦ニ用ヒテ有效ナリ獨逸カ其ノ海岸ヲ侵サレサリシハ單ニ機雷ヲ以テ防柵ヲ築キタルカ故ノミニアラス潛水艦カ敵國軍艦ノ接近ヲ困難ナラシメシニ依ル「アドリアチック」海 (Adriatic) 「ダーダネルス」海峡 (Dardanelles) 等ニ於テモ潛水艦ハ有效ナルコトヲ示セリ

(ニ) 潛水艦ハ偵察用トシテ甚タ有效ナリ

(ホ) 潛水艦ハ敵國商船ノ襲撃ニ用キルトキ極メテ有效ナリ敵國商船ヲ襲撃スルハ合法ニシテ敵國ニ大ナル打撃ヲ與フル手段ナリ

(ヘ) 獨逸ハ潛水艦ヲ以テ不法ナル船舶擊沈ヲ行ヒタルモ之ヲ以テ直ニ不法ノ目的以外ニ潛水艦ヲ使用スルヲ得スト斷定スルコト能ハス獨逸ノ濫用セルハ潛水艦ノミニアラス潛水艦ヲ合法ニ使用スル途ハ多數アリ

(ト) 潛水艦ハ費用少ナルヲ以テ弱小國モ利用スルコトヲ得ルモノニシテ主力艦ヲ充分ニ有セサル國家ニトリテハ唯一ノ防禦手段ナリ潛水艦ヲ防禦スル爲ノ費用多額ニ上ルト云フモ商船及漁船ヲ此目的ニ用ウレハ其ノ費用ラ大ニ減シ得又防禦費用カ比較的多額ニナルハ他ノ海軍武器ニ付テ見ルモ同様ナリ

(チ) 現今航空機ノ發達ハ極メテ目覺シキモノアルカ將來海上ニ於テ其ノ威力ヲ縦ニシ海面ヲ瓦斯ヲ以テ覆ヒ艦隊ヲ全ク麻痺セシメ得ル時機來ルヤモ知レス斯クノ如キ際ニ航空機攻撃ノ設備アル潛水艦ハ其ノ潛水能力ヲ利用シ航空機ノ襲撃ヲ避ケツツ艦隊ノ周圍ヲ廻リ保護ノ任ヲ全ウスルヲ得ヘシ管テ水雷艇ハ最モ恐ルヘキ攻撃的武器ナリシカ現在ニ於テハ潛水艦防禦ノ爲最モ有效ナル手段トナレリ斯クノ如キ變遷潛水艦ニ就テモ生スルコトアルヘシ

(リ) 人智ノ進歩セル結果水中ヲモ支配スルニ至レルナリ之ヲ阻止スヘカラス潛水艦カ武器トシテノミ用ヒラルル故廢止スヘシト云フニ於テハ水雷艇ヲ始メトシテ廢止セサルヘカヲサル武器多數アリ

(ヌ) 米國諸問委員會ノ報告ハ英國及米國ニ九萬噸ノ潛水艦ヲ與フルヲ以テ適當トナセルカ現在潛水艦ノ或ルモノハ一千噸ノ噸數ヲ有シ將來ハ一般ニ益々艦型大ナラムトスル傾向アルヲ以テ假ニ潛水艦ハ其ノ噸數平均一千噸ナリト假定シ計算スレハ九十隻ニ相當ス、然ルニ從來ノ經驗ニ徵スルニ潛水艦ハ或ハ修理ノ爲メ或ハ乗員ニ休息ヲ與フル爲出動シ得サルコト多キモノナレハ九十隻ヲ有スルモ實際同時ニ使用シ得ルモノハ十五隻乃至二十隻ト云フ結果トナル潛水艦ハ之ヨリ縮少スルコト能ハス若シ制限ヲ設ケムト欲スレハ何國ニ對シテモ九萬噸ヲ以テ最小限度ト定メサルヘカラス

「バルフ」ニ「バルフォー」ニ「ドウボン」ノ説ニ反對シテ

(イ) 潛水艦ノ最モ有效ナル使用方法ハ商船ノ破壊ニアルロト「ドウボン」中將 (de Bon) ノ述ヘタルカ如シ潛水艦カ偵察船トシテ或ハ又不注意ナル軍艦ニ對スル攻撃的武器トシテ有效ナリトスルモ其ノ效率ハ極メテ僅小ナリ戰時ニ於テ潛水艦カ其最モ能力ヲ發揮スル商船破壊ニ使用セラルヘキハ豫想ニ難カラス其ノ濫用ナキヲ保スルハ難シ

(ロ) 潛水艦ハ海岸防禦ニ有效ナラス獨逸カ快速巡洋艦ヲ以テ英蘭士 (England) ノ東海岸ヲ攻撃シタルコトアルカ其ノ際其ノ海岸ニ潛水艦在泊シタルモ準備ト潛水ニ若干ノ時間ヲ要シ防禦モ復讐モナスニ由ナカリキ、又英國軍艦ハ大戰中潛水艦ノ充滿セル「ツェーブルデユ」(Zebrudig) ヲ屢々砲撃セルカ潛水艦ニ依リテ加ヘラレシ損傷ハ殆ント論スル

ニ足ラサルモノナリキ「ダーダネルス」ニ於テモ同様ナリキ

(ハ) 潛水艦ニ依リテ最モ大ナル脅威ヲ受クルモノハ佛國及伊太利ナリ、日米兩國ハ他國ヨリ遠ク隔ルヲ以テ脅威ヲ感セス英國ハ多數ノ「アンチ、サブマリン」(Anti-submarine) ト之ニ要スル乗組員トヲ有スルカ故ニ潛水艦ヲ防禦スルコトヲ得然ルニ伊太利ハ必需品ヲ海外ニ仰ク國ニシテ而モ潛水艦ニ對スル防禦手段ヲ有セサルモノナレハ容易ニ潛水艦ニ依リテ封鎖セラレ敗滅スルニ至ラム

佛國ハ陸ニ於テ世界ノ市場ト直接又ハ間接ニ交通シ得ルモノナルモ陸上ニハ大ナル不安アル國ナリ一朝事アルノ際ニハ海外ヨリノ援助ヲ再ヒ要スルニ至ラム此ノ時ニ當リテ海上交通ハ極メテ大切ナルカ若シ敵國カ潛水艦ヲ使用スレハ甚タ大ナル困難ヲ感セサルヘカラス此ノ時佛國ハ潛水艦防禦ノ手段ヲ充分ニ有セサルモノナレハ英國ニ頼ラサルヘカラス

潛水艦ノ脅威ヲ最モ多ク感スヘキ佛國及伊太利カ潛水艦廢止ニ反對スルハ解ス可カラス

(ニ) 潛水艦ノ發達ヲ論シ發明ノ進歩ハ抑止シ得スト「ドウボン」中將 (de Bon) ハ論シタルカ本會議ニ代表者ヲ出セル五大國カ之ヲ禁制セムト努力スレハナシ得サルニアラス發明ハ一般ニハ助長セラレ歡迎セラルヘキモノナルモ戰爭ノ手段ニノミ使用セラルル發明ナルニ於テハ寧ロ之ヲ禁遏セムコトヲ欲ス斯クノ如キ發明ヲ阻止スル程人道ニ貢獻スヘキモノ無カラムト述フ

「シャナン」ハ「バルフォー」ニ反對シテ

(イ) 潛水艦ノ防禦武器トシテ有效ナルヤ否ヤニ付テ伊太利ハ英國ト意見ヲ異ニス伊太利ノ専門家ハ潛水艦ハ防禦ニ有效ナリトナス

(ロ) 本會議ニ代表セラレサル諸國ニシテ此ノ危險ナル武器ヲ利用シ得ルモノ多數アルカ故ニ潛水艦廢止ノ決定ヲ本會議ニ於テナスコトヲ得ス

(ハ) 故ニ現在ニ於テハ潛水艦ニ關スル法規ヲ制定シ、潛水艦ヲ嚴重ニ防禦ノ目的ニノミ使用セシムルニ止ムルヲ以テ得策トス

(ニ) 伊太利ハ保護ヲ要スル長キ海岸ヲ有シ乍ラ之ヲ保護スル主力艦不十分ナルヲ以テ潛水艦ヲ以テ海岸ヲ防禦セサルヘカラサルモノナリト述フ

第四項 第七回軍備制限委員會

「サロー」 一、十二月二十四日(土曜日)午前十一時ヨリ第七回軍備制限委員會開カレ前回ニ引續キ討議セラレタルカ「サロー」(Saraut)ハ余ハ英國カ過去ニ於テ佛國ノ爲ニ盡サレシヲ感謝シ將來ニ於テモ此ノ友情カ持續セラルルモノナルコトヲ信スルモノナリト前提シタル後再ヒ潛水艦全廢ニ反對シテ

(イ) 國家ハ自國ノ防禦ヲ他國ニ委スルコト能ハス自ラ防禦ノ任ニ當ラサルヘカラス充分ノ主力艦ナキ國ニトリテ海上ノ防禦ニ使用シ得ル手段ハ潛水艦アルノミ故ニ佛國ハ潛水艦廢止ニ反對セサルヲ得ス

(ロ) 潛水艦ノ禁止ヲナセハ本會議ニ列席セサル弱小國ヨリ防禦手段ヲ失ハシムルコトニナリ其ノ結果彼等ヲシテ強國カ弱國ヲ臣從ノ地位ニ置カム爲斯クノ如キヲ企圖シタルナラムト誤解セシムルニ至リ我等ノ目的トスル平和ニ反スル結果ヲ生スヘシ

(ハ) 本會議ニ代表者ヲ出ササル諸國ニ對シ本會議ノ決議ヲ勸說シ又ハ強制スルコト能ハス故ニ全廢ノ決議ヲナスモ單ニ我等ヲ危險ナル地位ニ置ク事トナルノミニシテ潛水艦全廢ノ目的ハ達セラレスト述フ

「バルフォア」

二、「バルフォア」氏(Balfour)ハ「サロー」ノ說ヲ聞キテ一二英國ノ見解ヲ明瞭ニスルヲ要スルモノアリトテ左ノ如ク論ス

(イ) 佛國ハ曩ニ陸上ニ大ナル不安アリトテ陸軍軍備縮少ニ反對シ陸軍軍備縮少ノ考案ハ放棄シ海軍軍備縮少ニノミ限ラサルヲ得サルニ至ラシメシカ今爰ニ潛水艦ヲ多數ニ建造スヘシトノ論ヲ爲ス

惟フニ佛國ノ採ル陸軍政策ト海軍政策トニハ大ナル矛盾ト不調和アリ佛國カ陸上ノ不安ト稱スルハ獨逸ノ脅威ナリ獨逸ハ陸軍モ海軍モ「ベルサイユ」條約ヲ以テ嚴重ニ制限セラルルモノナレハ其ノ復興ハ殆ント豫想シ能ハサル處ナレ共假ニ脅威トナリタル場合ヲ想像セムニ獨逸ハ海上ニ於テ他ノ軍艦ヲ得ルコト能ハストスルモ潛水艦ハ廉價ニシテ且容易ニ建造シ得ルモノナレハ之ヲ取得スルヲ得ヘシ之ニ對シテ佛國ハ如何ニ處スヘキカ佛國カ潛水艦ヲ如何程有スルモ潛水艦ハ敵國ノ潛水艦ヲ防禦スルコト能ハサルモノナレハ英國ノ援助ヲ必要トスルニ至ラム

潛水艦ハ此際何等ノ效用ヲナサス

然ラハ佛國ノ潛水艦ヲ要求スルハ如何ナル目的ニ依ルカ嚴重ナル戰略的見地ヨリスルトキ何人モ英國ニ對スルモノト云ハサルヘカラス果シテ然リトスレハ陸上ニ於ケル政策ト海上ニ於ケル政策トニ大ナル矛盾アリト云ハサルヘカラス之ニ對シテ満足ナル説明ヲ爲スヲ得サルヘシ

(ロ) 潛水艦全廢ノ決議ヲ我等カナスモ本會議ニ參加セサル國多數アルヲ以テ無効ナリト云フ說ニモ從ヒ難シ潛水艦禁止ノ決議ハ實ニ人道ニ協ヘルモノニシテ世人ハ必ス此ノ決議ニ耳ヲ傾ク可シ

(ハ) 潛水艦全廢ノ提議ハ強國カ弱國ヲ支配スル爲ニナセルモノナリト弱國ヨリ揣摩臆測セラレ英國ハ疑ノ的ニナリ若シムニ至ラムト云フ說ニモ從ヒ難シ英國カ世界ニ比類ナキ優勢ノ海軍ヲ有シ居リタル時期ニ希臘ハ自由ヲ得伊太利ハ統一ヲ成就シ南米ノ諸國ハ獨立セリ歴史ヲ讀ミシモノハ英國カ將來ニ於テ優越セル海軍力ヲ保持スルモ何等世界ノ自由ノ爲脅威トナルコトナキヲ信シテ疑フコトナシ小國ハ英國ノ貪慾ト支配トノ爲ニ苦シミタルコトナシ彼等ハ英國ノ力ヲ見テ困難ナルトキノ保護者ナリトナス

「サロー」 三、「サロー」(Saraut)ハ右ノ說ニ關シ誤解ヲ避クル爲ニ點ニ付一言スルヲ要ストテ立チ

(イ) 「バルフォア」(Balfour)ハ佛國カ陸軍ニ付テ採レル態度ト海軍ニ付テ採レル態度トニ矛盾アリト論シ驚ケルカ氏ノ驚ク所以ハ了解ニ苦シム

佛國ハ陸上ニ於テモ海上ニ於テモ軍備ヲ要ス陸軍ノ必要ナル所以ハ「ブリアン」(Briand)カ既ニ説明シタルコトアルヲ以テ之ヲ措キ海軍ニ就テノミ説明セントテ

佛國ハ大陸ニ於テ海岸線ヲ有スル外ニ世界ニ散在セル植民地ヲ有シ其ノ保護ヲナササルヘカラス佛國ハ領土ヲ保護スルト共ニ母國ト植民地トヲ結フ航路ヲ保護セサルヘカラス

佛國ハ平時ニ於テハ其ノ陸軍ヲ各地ニ散在シテ駐屯セシムルモノナルカ一朝事アルノ日ニハ其軍隊ヲ安全ニ必要ノ地ニ輸送シ集中スルヲ要ス之カ爲ニハ相當ノ海軍力ヲ要ス

佛國ハ主力艦ニ於テ多大ノ犠牲ヲ拂ヒタルヲ以テ右ニ述ヘシ領土並航路ノ保護及ヒ運送船ノ守護ハ潛水艦ヲ以テ爲サルヘカラスト潛水艦ノ必要ナル所以ヲ論シタル後語ヲ轉シテ

(ロ)「バルフォア」(Balfour)ハ余カ潛水艦全廢論カ小國ヨリノ疑ヲ招ク原因トナルヘシト云ヒタルヲ以テ英國ニ對スルモノノ如ク考フルカ如キハ余ハ英國ニ就テノミ云ヒタルニアラス本會議ニ出席スル我等五國ニ對シテ同様ニ疑ヲ生スヘシト論シタルナリ世界ノ平和ヲ欲スレハ正義ト相互ノ信賴トヲ基礎トセサルヘカラス苟且ニモ疑ヲ招ク處アル行爲ハ避ケサルヘカラスト論ス

四、議長「ヒューズ」(Hughes)ハ

「バルフォア」

(イ)「バルフォア」(Balfour)及ヒ「リー」(Lee)ノ説ハ單ニ人道的情緒ヨリノミ出テシニアラス潛水艦ノ兇暴ヲ憎ムノ余リ出テシニモアラス英國ノ深キ經驗ヲ基礎トスルモノニシテ余モ亦其ノ精神ニハ賛成ス然レトモ其ノ全廢ノ可否ニ至リテハ各國各々専門家ノ意見ヲ聞カサルヘカラス而シテ米國佛國伊太利及日本ノ四國ハ孰レモ潛水艦全廢ニ反對ナルコトヲ陳述シタルヲ以テ潛水艦廢止ノ提議ハ既ニ成立ノ不可能ナルコト明瞭ニナリタリト云ハサルヘカラス故ニ潛水艦全廢問題ノ討議ハ終トシ潛水艦制限問題ヲ討議スヘシ

(ロ) 潛水艦ヲ不法ナル目的ニ使用スルコトヲ禁止スル爲ニ法規ヲ制定スヘシトハ各國全權ノ希望スル處ナリ本會議ニ

列席セサル諸國ヲ本會議ノ決議ヲ以テ濫ニ拘束スルハ不可ナルモ眞理ヲ明ニスル討論ハ如何ナル國ニ對シテモ有益ニシテ之ヲナスニ妨ナシ、余ハ五國ノ代表者カ潛水艦ノ如何ナル使用ハ不法ナリヤヲ宣言シ潛水艦ニ關スル國際法ノ確立ヲ計ル爲ニ審議セラレンコトヲ望ムモノナリ法規ノ制定ニ就テハ措辭ニ精密ナル研究ヲ要スルヲ以テ後ニ米國側ヨリ精密ナル提案ヲ出サシムルコトトナシソレ迄ハ潛水艦制限問題ヲ議スルコトニセムト述フ

「バルフォア」

五、「バルフォア」(Balfour)ハ議長ノ言ヲ感謝シ英國全權ノ潛水艦廢止ニ關スル見解ヲ公式ニ左ノ如ク記録ニ載セラレムコトヲ望ムトテ結フ

「英國全權ハ潛水艦ハ防禦ノ目的ニハ殆ント效ナク而シテ戰時法規ニ違反シ人道ニ悖ル行爲ヲ必然ナスニ至ラシムル武器ナリト認ム英國全權ハ凡テノ國家カ潛水艦ノ保持建造使用ヲ禁止スル爲ニ協力セムコトヲ望ム」

「ヒューズ」(Hughes)ハ右ノ載録ヲ承諾シ潛水艦廢止ニ關スル各國代表者ノ意見ハ既ニ述ヘラレ廢止ノ困難ナルコト明瞭ニナリタレハ潛水艦制限ノ討論ニ進ムヘシト述ヘ爰ニ潛水艦全廢ニ關スル討議ヲ終ル

第二款 潛水艦制限問題

第一項 第七回軍備制限總委員會

一、議長「ヒューズ」(Hughes)ハ潛水艦全廢問題ノ討論ヲ終結スヘキヲ述ヘタル後語ヲ轉シテ

「曩ニ米國ノ潛水艦制限ニ關スル提案ニ對シ擴張ナリトノ批難アリシモ少クトモ米國ノミニ就テ見レハ九萬五千噸ノ潛水艦ヲ九萬噸ニ縮少スルモノナレハ此ノ批難ハ當ラス然レトモ諸國全權ノ陳述ヲ聽キテ鑑ミル處アリ、成ル可ク諸國ノ意見ニ添ハムカ爲新提案ヲ作成セリ

即チ、英米二國ニ對シテハ六萬噸ヲ以テ最大限トナシ米國ハ二萬五千噸ヲ英國ハ二萬二千四百六十四噸ヲ廢棄スルコトトシ

佛蘭西伊太利日本ノ三國ハ各々現在有スル噸數ヲ保有スルコト換言スレハ現狀維持ト云フコトニナサント欲ス
トテ新案ヲ提出ス

一、「バルフォア」(Balfour) ヨリ日本佛蘭西及伊太利ノ潛水艦現在所有噸數ニ關シテ質問アリ議長ハ

日本ハ 三萬一千四百五十二噸

佛蘭西ハ 三萬一千三百九十一噸

伊太利ハ 約二萬一千噸

ナリト答辯シ之ヲ以テ第七回軍備制限委員會ハ終ル

第二項 第八回軍備制限總委員會

一、十二月二十四日(土曜日)午後三時ヨリ第八回軍備制限總委員會開催セラレ議長「ヒューズ」(Hewes) ハ潛水艦制限ニ關スル新提案ヨリ討議ヲ進ムヘキコトヲ宣シタル處

二、「バルフォア」(Balfour) ハ英國全權ハ新提案ヲ承認スト述ヘ

三、「ドウボン」(de Brou) ハ潛水艦縮少限度ハ曩ニ論シタルカ如ク九萬噸ナラサルヘカラストテ新提案ニ反對シ新提案ニ示スカ如キ縮少ヲ爲スニ於テハ潛水艦ハ全ク其ノ用ヲ爲ササルニ至ルヲ以テ全廢ニ等シ新案ヲ基礎ニシテ議論スルハ全廢論ノ討論ヲ終リ制限論ニ移リタルニ再ヒ全廢論ニ還ルノ愚ヲナスモノナリ、佛國全權ハ斯クノ如キ案ヲ受諾スル能ハス政府ニ事態ヲ報告セサルヘカラスト述フ

四、「シヤンツ」(Schunzer) ハ

(イ) 伊太利ハ海軍軍備問題ニ付原則トナスモノアリ此ノ原則ハ既ニ屢々陳述シタルモノナルヲ以テ諸君ノ熟知セラルル處ナルカ

(一) 伊太利艦隊カ他ノ近隣ノ艦隊ト同等ナルヘキコト

(二) 海軍軍備縮少ハ國防上必要ナル程度ヲ限度トスヘキコト
之ナリ、右原則ハ既ニ主力艦ニ於テ適用アリシカ他ノ艦船ニモ同様適用アルヲ要ス

(ロ) 伊太利ハ長キ海岸線ヲ有シ之ヲ防禦セサルヘカラス又食料ヲ始め必要ノ原料品ヲ海外ヨリ仰クヲ以テ通商ヲ保護セサルヘカラス伊太利カスノ如キ特殊ノ事情ヲ有スルニ鑑ミル時ハ主力艦以外ノ防禦用ナル潛水艦補助艦等ニ於テ主力艦ヨリ多キ割合ヲ要求スルモ當然ナリト云ハサルヘカラス

(ハ) 伊太利ノ現在有スル潛水艦ハ其勢力弱キニ過ク這般ノ大戰ニ於テ作戰範圍カ「アドリアチック」海 (Adriatic) ニ限定セラレ且敵ノ海軍根據地カ伊太利ノ海軍根據地ニ近接シ居リタルニ拘ハラス伊太利潛水艦ハ航海力ニ於テモ乗員ニ對スル設備ニ於テモ不充分ナルコトヲ經驗セリ伊太利潛水艦ハ小ニ過キテ充分ナル效力ヲ發揮スルヲ得ス英佛二國ノ援助ニ依リテ漸ク適宜ノ處置ヲ採リ得タルナリ殊ニ休戰以來伊太利ハ潛水艦ヲ破棄スルコト三十隻ノ多數ニ及ヒタルヲ以テ現在ハ現役ノモノ四十三隻建造中ノモノ四隻ニシテ總噸數二萬二百五十噸ニ過キス將來ノ充實ニ俟ツ狀態ニアリ故ニ現狀維持ニハ同意困難ナリ

(ニ) 米國ノ舊提案ナル三萬千五百噸ヲ以テスルニモ不充分ナリト思考スルモ、軍備縮少ノ成功ノ爲ニ佛國ト均等ナルヘシト云フ條件ノ下ニ三萬一千五百噸ノ案ハ受諾スヘシト現狀維持ニ反對シ舊案通三萬一千五百噸ニセラレムコトヲ要求シタルニ

議長「ヒューズ」(Hewes) ハ「右要求ハ承認スルコト困難ナラス」ト述フ

六、次テ埴原氏ハ

(イ) 日本全權ハ英國全權ノ名論ニ依リ多大ノ感動ヲ與ヘラレタルモ潛水艦カ防禦ノ爲必要且有效ナル武器ナルコトニ反對スルノ論ヲ採ラス

(ロ) 比率五、五、三ハ日本ヲシテ多大ノ犠牲ヲ拂ハシムルモノナルモ本會議ノ大目的ヲ達成セシムル爲主力艦ニ於ケ

ルト同様潜水艦ニ付テモ受諾スヘシ

(ハ) 英米二國ヲ九萬噸トシ之ニ右比率ヲ適用スレハ五萬四千噸トナル之日本ニトリテ缺クヘカラサル潜水艦ノ最少限度ナリ

(ニ) 新提案ニ依レハ僅ニ三萬一千噸ヲ保有シ得ルニ過キス此ノ噸數ヲ以テハ日本ハ防禦ノ全キヲ得ルコト能ハハストテ原案通り五萬四千噸ヲ日本ニ對スル最大限トセラレムコトヲ希望ス

七、議長「ヒーズ」(Higgs)ハ各國全權ハ既ニ各々意見ヲ陳述セリ此ノ上ハ佛國全權ノ意見ヲ聽クニアラサレハ討議ノ進行困難ナラムトテ本日ノ討論ヲ終ラムコトヲ提言ス

八、右提言ニ從ヒ潜水艦問題ノ討議ハ次回ニ讓ルコトナリタルカ「バルフォア」(Balfour)ハ噸ノ意義及噸數測定方法ニ關シ専門家ノ委員會ヲ組織セムコトヲ提言シテ採用セラレ分科委員會ノ任命アリ第八回軍備制限委員會終ル

第三項 第九回軍備制限委員會

一、十二月二十八日(水曜日)午前十一時ヨリ第九回軍備制限委員會開催セラル議長開會ヲ宣スルヤ

佛國全權「サロー」(Sarant)先ツ立ツテ「ステートメント」ヲ朗讀ス其ノ要旨左ノ如シ

(イ) 佛國ハ潜水艦九萬噸ヲ要求シタルニ前同ニ於テナサレタル提案ハ三萬一千五百噸ヲ與フルニ過キス斯クノ如キ案ニ接シテ全權ハ政府ニ訓令ヲ乞フノ必要アリタリ

(ロ) 閣議並國防最高會議 (Conseil Supérieur de la Défense Nationale)ニ於テ本會議ノ目的ヲ達成セムカ爲ニ本問題ヲ慎重ニ審議研究セリ

(ハ) 主力艦十七萬五千噸ハ戰略上有力ナル一艦隊ヲ編成スルニモ足ラサル噸數ナルモ之ヲ承諾シ本會議ノ目的ヲ成就セシムルニ努力スルモノナルコトヲ示サム但シ佛國ハ千九百二十七年ニ艦齡二十年ニ達スルモノアルヲ以テ同年ヨリ起工ヲ許ササルコトニ休日案ハ修正アリ度シ

(ニ) 補助艦及潜水艦ニ關シテハ領土ト交通トヲ保護スル目的ノ爲ニ提案ニ從ヒ難ク補助艦三十三萬噸潜水艦九萬噸ヲ最小限度トシテ請求ス佛國全權ハ此ノ限度以下ニ讓歩スヘカラストノ訓令ヲ受ケタリ

二、議長「ヒーズ」(Higgs)ハ右「ステートメント」ニ對シ佛國カ主力艦ニ關シ提案ヲ受諾セルヲ感謝シタル後潜水艦及補助艦ニ關スル陳述ニ就テハ失望セサルヲ得ストテ潜水艦カ艦隊ノ運動ト相伴ヒテ防禦ノ目的ニ使用セラルルモノナラハ艦隊ト一定ノ割合ヲ保タサルヘカラスト論シ佛國ニシテ九萬噸ヲ要スレハ英米兩國ハ大ニ潜水艦噸數ヲ増加セサルヘカラサルニ至リ軍備ノ制限ニモ縮少ニモアラスシテ擴張トナル斯クノ如キハ本會合ノ目的ニ反スト猛烈ニ反對ヲナス

「バルフォア」

三、「バルフォア」(Balfour)モ亦主力艦ノ提案ヲ佛國カ受諾セルヲ祝シタル後

(イ) 「然レトモ佛國ハ主力艦ニ於テモ大ナル犧牲ヲ拂ヒタルモノニアラス海軍力ハ他國海軍トノ比較ニ於テ強弱ヲ論スヘキモノニシテ本會議ノ軍備縮少ノ結果ハ佛國ノ爲ニ比率ヲ増加セシムルモノナリ」

(ロ) 「且又佛國ノ受諾ハ海軍休日案ニ大ナル例外ヲ設クルヲ條件トスルモノナリトテ主力艦問題ニ於テモ佛國カ大ナル犧牲ヲ拂ヒタルモノトナシ難キヲ論シ補助艦潜水艦問題ニ移リテ」

(ハ) 「補助艦潜水艦ニ關スル佛國ノ要求ニハ失望禁スル能ハサルモノアリ佛國ノ潜水艦ニ關スル要求ハ現在ノ勢力ヲ三倍ニシテ噸數ニ於テハ二大海軍國ナル英米兩國ト同等勢力ニ於テ新式艦多キヲ以テ遙ニ優勢トナル結果ニナル」

(ニ) 「佛國ハ曩ニ陸軍ノ縮少ニ反對シタルカ今又潜水艦補助艦ノ大擴張ヲ要求ス軍備縮少ノ會議ニ斯クノ如キ要求アルハ不安ト失望トヲ生セシムルモノナリ」

(ホ) 「十七萬五千噸ノ艦隊ニ附隨シテ合法的の戦争手段トシテ使用セラルルモノトシテハ潜水艦九萬噸ハ多キニ過ク佛國カ斯クノ如キ要求ヲナスハ商船破壊ノ目的ヲ以テスルモノナルコト明瞭ナリ」

(ヘ) 「英國ノ門戸ニ迫リテ九萬噸ノ潜水艦カ建造セラルルニ於テハ英國ハ此ノ潜水艦ニ對抗スル爲ニ如何ナル種類ノ補助艦ニ付テモ何等ノ制限ヲモ受諾シ難キモノナリ」ト述フ

五、爰ニ於テ議長「ヒューズ」ハ潜水艦及補助艦制限問題ニ關シテ協定ノ成立困難ナルヲ見テ補助艦ノ假名ノ下ニ主力艦ノ建造セラレムコトヲ防止スル爲主力艦以外ノ艦船ニ付噸數制限ヲ設クヘシトノ提案ヲナセルカ

六、埴原全權ハ日本ノ態度ニ關シ誤解ヲ避クル爲一言セムトテ

(口) 然レトモ補助艦潛水艦ノ制限ニ關シテ協定ノ成立ニ至ラサルハ遺憾ニ堪ヘス

ニ協定ノ成立セムコトヲ望ムモノナリト述ヘ

ハ失望セサルヲ得ス」

薩摩隊ヲ有シ佛伊兩國ノ合シタルモノヨリ遙ニ大ナリト雖モ決シテ之ヲ疑懼セス」

(ハ)「然レトモ各國力自力ニ依リ國家ノ安全ヲ確保スルハ權利ナルト同時ニ義務ナリ他國ノ攻撃ヲ疑惧セサルモノト

雖モ國防ノ備ハ要ス然ルニ佛國ノ潛水艦ニ關スル要求ヲ疑フモノアリ」

ヲ拂ヒ事實ヲ以テ他意ナキヲ示セルニ係ラス斯クノ如キ疑ノアルハ許スヘカラス

的ヲ有スルカ爲ニアラス」

抽象的ノ法則ナルニ過キス」ト論ス

ハ英國ノ態度ヲ充分ニ了解セサルモノノ如シトテ

充分ナルニ於テハ佛國力潛水艦ヲ以テ商船破壞ヲ敢テ試ムル時ニ當リ其ノ生存ヲモ脅カサルルニ至ル

ソ
レ
ト

ハ將來モ變化ナク持續セラルヘシトノ信念ニ於テハ「サロー」氏ニ讓ラスト結フ

九、右ヲ以テ潛水艦制限問題ノ討論ハ協定ノ成立ヲ見スシテ之ヲ終リ議長ノ異ニ提議シタル補助艦ノ噸數制限問題ニ移ル